

2026年3月18日

宮城県環境生活部

食と暮らしの安全推進課食品安全班 御中

宮城県生活協同組合連合会

会長理事 冬木勝仁

住所 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階

電話番号 022-276-5162

令和8年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）に対する意見

宮城県におかれましては、日頃より県民の食の安全確保にご尽力されていることに深く敬意を表しますとともに、当団体の諸活動へのご協力に心より感謝申し上げます。

ロシアのウクライナ侵攻、中東情勢の緊迫などにより、主食米、小麦、食用油、肉加工品などの食料品価格が急騰しています。これには物流費・生産コストの高騰や異常気象による穀物価格の上昇も大きく影響しています。この物価高騰は、県民の食費負担を増大させ、節約志向から食材を長期保存する必要性や、割安な海外食材を選ぶ機会を増やしており、結果として家庭における食品管理や食品選択の安全性が改めて問われる状況を生み出しています。

食品安全基本法は、消費者の権利と義務を明確にし、消費者は食品の安全性に関する施策について意見を表明する権利を持ち、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めることを求めています。食の安全性を確保するためには、行政・事業者・消費者がそれぞれの役割を果たすことが問われ、そのためには、県民が直面する課題を共有するための、消費者への一層の情報提供とリスクコミュニケーションの実施が不可欠です。

つきましては、県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性と信頼性を確保するため、現在の経済情勢と県民生活の変化を考慮した上で、消費者の声を確実に盛り込んだ「計画」となるよう、策定にあたり下記の意見を提出いたします。

記

1. (p2) 第2 実施体制 1 監視指導について

①食品等表示の監視指導：アレルギー物質については、新しい知見が出たり問題が起こったりする都度に改正が行われています。特にナッツ類の特定原材料表示の追加などの改正が続いています。アレルギー物質は健康問題に直結するものです。事業者や市場が適正な表示を行っているのか、変更を理解しているのかの啓発指導の強化をお願いします。また、法の整備との関係もありますが、外食・中食などでの声かけや表示の事例紹介などを含め、食品事故が起こらないように、表示方法の具体化を含めて検討ください。

2. 第2 実施体制 3 連携について

①広域的な食品事故が増えています。広域的な事故が発生した場合、情報共有や連携するだけ

でなく、積極的に関わり、将来の危害発生時の対処や対策に生かしてください。

②（p3）食品に起因した健康被害には、いわゆる「健康食品」も含まれるかと思いますが、表示されている効能効果は認められているものか、食品の説明として適切かどうかなどを監視、指導ください。また、健康被害の情報は、関係部局内にとどまらず、速やかに発信をお願いします。医療関係からの被害情報の収集だけではなく、消費者も積極的に情報が提供できるように異変に気付いた場合の連絡窓口等の周知を強めてください。

また、いわゆる健康食品の法律上の定義は非常に曖昧です。他の食品と同様の扱いをして衛生管理をすることは当然ですが、一般食品と異なり、特定成分の摂取量が過剰になり、健康問題へと発展することも想定されます。定義をはっきりさせ、監視を強めるよう国に働きかけるとともに、県民に対する情報提供の強化をお願いします。

3.（p5）第3 重点取組 2 食中毒の防止

①営業施設などに対する指導：生食用食肉に対する監視指導や加熱調理の徹底の指導等へのご尽力に改めて敬意を表します。近年多発するカンピロバクターによる食中毒には、消費者自身も十分に留意すべきことですので、一層の注意喚起と情報提供をお願いします。

②ノロウイルスによる食中毒は、不顕性感染があることや感染力が強いことなどが防止を難しくしていると思われます。調理従事者においては、本人だけではなく、同居家族などの健康にも留意が必要だと思いますので、事業所への指導を行ってください。

4.（p5～）第3 重点取組 3 食品検査

①輸入食品の検査：輸入食品においても、国産品同様の検査が行われ、流通していることは理解しています。しかし、消費者の不安が払拭できない理由の1つとして、表示が分かり難いことがあります。特に、国外加工の食品については、原産国又は加工国、期限表示、何がどのくらい含まれているのか、などの読み取りが困難なことも多くあります。国内加工品についても、海外産原材料がどこで製造されたのかを詳しく表示されることを望みます。

②その他の食品の検査：国や各自治体でも河川、地下水等の公共用水域等を対象とした調査を行っている有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）ですが、国の実態調査では食品中にも含有され、リスク管理の検討が行われています。食材は広域に流通され、特に水産物は由来が不透明なことが多いことも考慮し、今後の検査の実施や衛生指導について、計画に盛り込むように考えて下さい。

5.（p6）第3 重点取組 4HACCP に沿った衛生管理の推進について

①HACCP に沿った衛生管理の完全施行から間もなく6年になります。行政や事業者の努力に感謝します。しかし、小規模経営の事業者や個人経営の店舗などでは、日頃の法令順守やHACCPの実施にかなりの負担があることと思います。今後、無理なく続けていくためにも行政からの人的・金銭的な補助が必要と考えます。導入後のフォローや丁寧な説明も監視指導をお願いします。

6.（p7～）第4 監視指導 食品等事業者に対する監視指導について

①「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」は大変重要なガイドラインと思います。是非、多くの消費者に広報喚起し、理解できるようにしてほしいと考えます。事業者にも、対応する消費者へきちんと情報を伝えることを望みます。

コンビニエンスやスーパーマーケットなどにおける食品ロス削減については、事業者だけでなく、消費者自身の行動変容を促すことが必要です。特に期限表示の理解が不十分なために不安を感じることがあるので、根気強い説明をお願いします。さらに、事業者側は、フードバンク団体への食品提供を促す仕組みの構築や、フードバンク団体の体制強化に対する支援も課題です。

7. (p16～) 第6 県民との情報及び意見の交換について

①リスクコミュニケーションは、消費者、事業者、行政機関など、異なる立場の間で相互に情報の共有や意見の交換を行うためには有効な手段です。消費者に食品の安全性に関する情報を分かりやすく提供し、消費者が適切な選択を行うためには、リスクコミュニケーションが定着することが大変重要です。さらに、相互の認知度の違いの修正は、食品の安全性の向上やリスクに対する消費者の不安の低減にもつながります。

食生活が多様化する中、食品の安全性に対する考えは非常に複雑で、立場の違いで大きく異なっています。リスクコミュニケーションは、幅広く参加対象を考え、意見交換会が出来る場を複数設けることが大切です。リスクコミュニケーションの手法を参加者全員で高めていく必要があります。リスクコミュニケーションが停滞することが無いように、現在の取組みも含めて、十分に検証を行ってください。リスクコミュニケーションを強化し、行政・事業者・消費者が協力して、食の安全・安心に対して課題を解決していくことを望みます。

また、消費者モニターの活動やポケットサインを利用したアンケートなど、様々な工夫を凝らしていることと思います。どのくらいの割合の声を吸い上げているのかを公表し、より多くの県民に関心を持ってもらうことが大切です。

最後に宮城県が、このようなパブリックコメントを求めていること、パブリックコメントの重要性を、SNSを含めて、多くの団体・個人に伝えてください。さらに、大学等にも働きかけ、若い世代の意見を多く求めて欲しいと考えます。

以上